

邑楽町立保育園・こども園保育業務支援システム導入事業仕様書

1 基本事項

(1) 事業名

邑楽町立保育園・こども園保育業務支援システム導入事業

(2) 目的

町立保育園・こども園において、保育業務支援システムを導入し、登園の連絡や、子どもの保育記録等をデジタル化することで利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図ることにより、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上につなげることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、運用開始は令和7年9月1日を想定するものとする。

※履行期間満了時については、必要に応じて契約更新をする場合がある。

(4) 履行場所

邑楽町立中央保育園（群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 4398 番地 1）

邑楽町立南保育園（群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚 1735 番地 1）

邑楽町立おうらこども園（群馬県邑楽郡邑楽町大字藤川 451 番地 4）

(5) 業務内容

① システム導入業務（システム納品・初期設定支援）

② システム運用保守業務

2 システム内容

(1) 概要

1. 保育所を運営する他の地方公共団体において、導入・運用実績がある複数件あること。なお、導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
2. 当該システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者アプリは、お知らせの配信時や保護者が打刻した際にプッシュ通知が可能な仕様であることとし、提案時点でスマートフォンアプリケーションとしての運用実績があること。
3. 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る ASP サービスの形態で提供すること。
4. 他システムとの API 連携実績があること。
5. 個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、

システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。

(2) 機器類

1. システム接続用の機器は、別途調達する PC およびタブレット端末の利用を想定すること。調達予定の機器は以下のとおりとする。
【Apple 10.9 インチ iPadWi-Fi モデル 64GB 型番：MPQ03J/A】
2. 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ(Google Chrome 等)による利用とすること。

(3) ネットワーク

1. 保育園・こども園及び子ども支援課で利用する全ての機能は、インターネットを經由して利用できること。
2. 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
3. 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを經由して利用できること。
4. インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
5. システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。

(4) 機能要件

1. 別紙 1 「機能要件対応表」の機能を提供できること。なお、各要件については、利用者の負担を考慮し、別のシステムの連携する負担なく対応可能であること。（連携する必要がある要件については、対応不可として記入すること。）

(5) 帳票要件

1. 指導計画・保育日誌等の帳票は邑楽町の様式をシステム上で再現すること。また、再現に必要な費用は、初期費用に含めること。なお、本紙の様式そのままの再現が難しい場合、再現が難しい部分については、本町と別途協議の上、最適な様式を提案すること。
2. 運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本町職員にて変更できること。

(6) その他

1. ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（承認権限/ダウンロード権限/編集権限/閲覧権限/利用不可（非表示）権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
2. 特定の権限を有する子ども支援課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
3. 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
4. ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、

追加の費用なく提供すること。

3 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

1. 運用を開始するにあたり、当町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
2. 契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当町の承諾を得ること。
3. 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当町の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
4. 導入担当者は、地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
5. オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に行い、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

1. 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
2. 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
3. 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
4. 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

4 運用保守

(1) 運用時間

1. 通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本町へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

1. 保育園・こども園及び子ども支援課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
2. 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
3. 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。
4. 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
5. 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
6. 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24 時間受付と

すること。

- ヘルプデスクには、保育士資格及び1年以上の保育現場での勤務経験を有する者を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

- IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3またはティア4相当の基準を満たすこと。
- SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。
- 受託者はISO/IEC27001:2013（ISMS）またはプライバシーマークの認証を取得していること。
- システムは、ISO27017の認証を取得していること。

(4) 障害対応

- 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
- クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本町に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

5 その他留意事項

- 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 受託者は、本町が提供する資料等については、許可なく複製及び第三者への提供はし

ないこと。

3. システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
4. 受託者は、本町の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
5. 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。